



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 109/2020年1月号

発行日：2020年1月25日

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、すこやかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

弊監査法人では業界の動向に注視しつつ、今年もクライアントの皆様と常にコミュニケーションをとり、良好な信頼関係を維持し適切な監査業務を遂行してまいり所存です。

今年は暖冬で雪不足となっているようです。この時期の雪不足は暖かくなってからの水不足につながる可能性があり、心配しています。

昨年は改元・消費税増税などのイベントがありましたが、今年は待ちに待った東京オリンピックがあります。チケットは全て落選しましたが、テレビで雰囲気を楽しみたいと思います。

弊監査法人では昨年同様引き続き監査の品質を第一優先として品質管理の充実に努めて参ります。年頭に当たり皆様のますますのご健勝とご発展をお祈り申し上げます。

東光監査法人 包括代表社員 外山 卓夫

I. 最新情報（2019年12月1日～2019年12月31日）

1. 業種別委員会

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 12月20日	研 究 報 告	学校法人委員会研 究報告第14号「理	日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、2019年12月12日に開催された常務理事会の承認を受けて、「学校法人委員会研	—

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

			事者確認書に関するQ&A」の改正について	<p>究報告第14号「理事者確認書に関するQ&A」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」（2018年7月5日付け）の公表と関連する監査基準委員会報告書の改正を受け、2019年9月17日付けで学校法人委員会実務指針第36号「私立学校振興助成法に基づく監査上の取扱い及び監査報告書の文例」を改正しました。</p>	
--	--	--	----------------------	--	--

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 12月19日	公開 草案	「公会計委員会実務指針第5号「独立行政法人監査における会計監査人の独立性の保持の取扱い」の改正について」（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（公会計委員会）では、公会計委員会実務指針第5号「独立行政法人監査における会計監査人の独立性の保持の取扱い」に対して会員から寄せられた実務上の疑問点に対し、解釈をより明確化するための検討を行うとともに、自律的担保措置の例示を2015年4月9日の独立行政法人評価制度委員会において、「独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等関係者の審議への参画について（申合せ）」として合意された措置を踏まえたものとするべく、実務指針に所要の改訂を行うこととしました。	—

5. IT関係（IT委員会）

特になし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 12月5日	周知	会長声明「社外役員等に就任している会員に対する倫理規則の遵守徹底	日本公認会計士協会は、会長声明「社外役員等に就任している会員に対する倫理規則の遵守徹底について」を2019年12月5日付けで発出しましたので、お知らせいたします。	—

		について」の発出 について		
2019年 12月24日	意見	企業会計基準公開 草案第68号「会 計上の見積りの開 示に関する会計基 準(案)」に対する 意見について	2019年10月30日に企業会計基準委員会(ASBJ)から、 公開草案「会計上の見積りの開示に関する会計基準(案)」が公 表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、当該公開草案に 対する意見を取りまとめ、2019年12月12日付けで提出いた しましたのでお知らせいたします。	—
2019年 12月24日	意見	企業会計基準公開 草案第66号(企 業会計基準第29 号の改正案)「収益 認識に関する会計 基準(案)」等に対 する意見の提出に ついて	2019年10月30日に企業会計基準委員会から「企業会計基準 公開草案第66号(企業会計基準第29号の改正案)「収益認識 に関する会計基準(案)」等」が公表され、広く意見が求められ ました。 日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、この意見募集に 対する意見を取りまとめ、2019年12月12日付けで企業会計 基準委員会に提出いたしましたのでお知らせいたします。	
2019年12 月24日	意見	企業会計基準公開 草案第69号(企 業会計基準第24 号の改正案)「会計 方針の開示、会計 上の変更及び誤謬 の訂正に関する会 計基準(案)」に対 する意見について	2019年10月30日に企業会計基準委員会(ASBJ)から、公 開草案「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する 会計基準(案)」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、当該公開草案に 対する意見を取りまとめ、2019年12月12日付けで提出いた しましたのでお知らせいたします。	

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

監査人の独立性強化に向けて、監査法人のローテーション(いわゆるファーム・ローテーション)が検討されています。2019年10月25日、金融庁から、「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第二次報本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

告)」

が公表されました。

公表された内容を簡単に紹介します。

- ・現在のローテーション制度は監査法人を変更する必要はなく、監査法人の中でパートナーをローテーションすることとなっており、その制度は確実に順守されていることが確認された。
- ・監査補助者で長期間従事していた者が引き続きパートナーに昇格した場合など、全体でみると相当長期間関与している事例もあった。こうした事例については「新しい視点での監査」の観点から問題が生じるリスクが懸念されるため、制度趣旨に則った運用を行う必要があると考えられる。
- ・監査市場は寡占状態であり監査法人交代の選択肢が限られている点は、制度を検討する上で引き続き課題との認識が示された。
- ・監査法人間の引継ぎに関しては、前任の監査調書を手作業で書き写す現状の方法が効率性・コストの面で適切か検討が必要と考えられる。
- ・海外では、既にファーム・ローテーションを導入している英国において 2019 年 4 月に競争・市場庁 (CMA) が調査報告書を公表しているが、ファーム・ローテーション導入後であっても法定監査市場の寡占状態が改善されていない
- ・米国では、現在もファーム・ローテーション制度の導入に向けた議論は進んでいない。

金融庁からの第二次報告を受けて日本公認会計士協会の会長は以下のような会長声明を出しています。

- ・当協会は、監査業務における独立性の確保に関する多数の利害関係者の懸念も考慮し、独立性を強化するための施策として、2018 年 4 月に「独立性に関する指針」を改正しました。この改正では、監査業務の依頼人が大会社等である場合の業務執行社員等のローテーションを強化するほか、監査業務の担当者が長期間にわたって監査業務に関与する場合、監査結果に及ぼす影響力等を勘案した上で、長期間関与による馴れ合い等の阻害要因の重要性の程度を検討し、必要に応じてローテーションを行うなどのセーフガードを適用することを求めています（チームメンバーのローテーション）。
- ・監査を実施する上で、依頼人（被監査会社）とその環境の理解は監査品質にとって欠かせないものであります。本規定の適切な運用によって、監査人の独立性の外観を保持して監査の信頼性の基盤を確保することにより、「新たな視点」（フレッシュ・アイ）での監査と被監査会社に関する「十分な知識と経験」を活かして高品質な監査の実施につなげることが、公益に資するものと考えます。

個人的にはファーム・ローテーションを採用した場合に得られる「新しい視点」での監査から得られる利点と監査法人間の引継ぎを効率的に行うことが現状難しいこと、関与先のビジネスに対する十分な知識と経験を生かした監査を行うことは困難ということ、さらには、引継ぎにおいて関与先に過度な負担が生じる可能性があるという欠点を比べると、ファーム・ローテーションには慎重な立場であります。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703